

成年後見制度利用促進計画の作成にあたって、概略的に

2019.6.4

社会福祉士・武田嘉郎

この度の推進計画は、現行制度の枠のなかという限界のあるものである。例えば、後見や保佐をなくして補助に一本化して、しかも代理権の内には期限を設定する等ご本人の人権尊重を法の構造上強めることもできる。また、報酬をご本人からいただくのではなく国庫等からにするなどしてご本人との利害関係をなくすことも考えられる。障害者権利条約12条との矛盾を指摘する声もあり、現行制度に明確に反対する障害者団体もある。

利用促進法の制定にあたっての成年後見制度の利用が必要な人でも利用できないでいること、また利用している人でも財産管理に偏重して後見人等として当然なすべき本人の意思を尊重して身上監護をすすめるなどの福祉的観点からの運用が十分でなく利用のメリットを感じられないでいるという問題意識は一定の実態を反映しているものといえる。

それらを踏まえた利用促進計画の実施にあたっては、成年後見制度に限らず判断力が不十分となっている方々の権利擁護のための地域の関係団体や機関による地域連携ネットワークを構築することは地域で共通の問題意識を持ち、それぞれの構成員の間で必要な連携をするためにも有効なものであるといえる。現在、都内各地域の成年後見推進機関が個別に必要なたびに連携している状況とは一変して、地域で関係者・団体などが一堂に会することにより地域規模で成年後見制度の利用を進める契機となりうると考えられる。このネットワークにおいて設けられる中核機関（都内ではほとんどの自治体に成年後見推進機関として設けられているが、その単純な延長線上にあるのではない。）が決定的役割を果たす

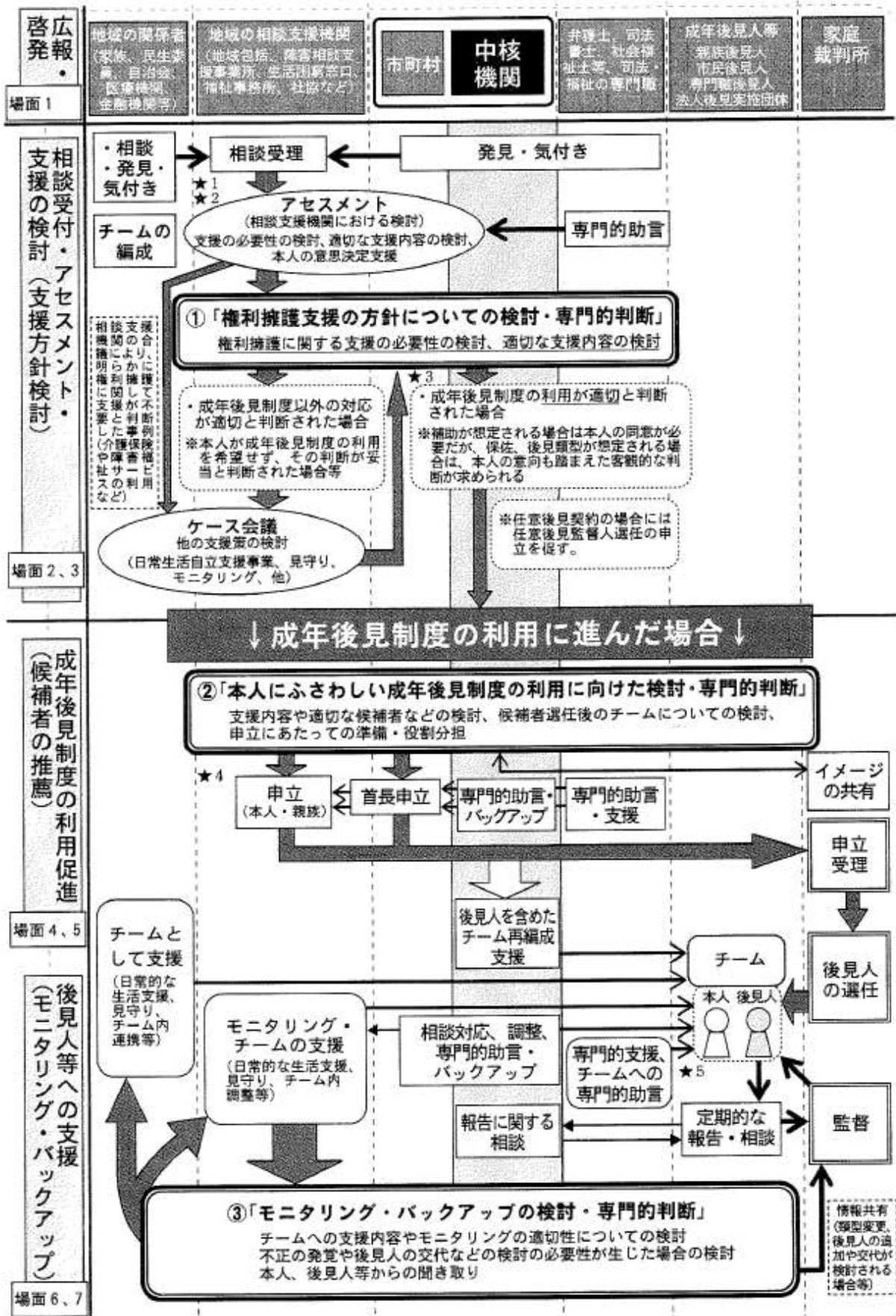
ことになるが、権利擁護支援・成年後見制度利用促進の全般的な構想とその実現への進捗管理をする司令塔機能、地域連携ネットワークの事務局機能、および個々の権利擁護支援・成年後見制度の利用とそれらのモニタリングとバックアップに関する専門的判断の進行管理機能と三つの重大な機能をもつものと思われる。また、現状では「成年後見推進機関」がそれとして市民的な認識を得ているとは言い難いと思われるが、地域連携ネットワークの中での位置づけ＝広い範囲での関係者の共通認識、さらには相談窓口の明確化と相まって中核機関が市民的範囲で明確になることそれ自体が利用促進の一側面をなすといえる。

実際の流れは対象者の発見→相談→申し立てまたは他施策利用→チームでの本人尊重のもとでの財産管理と身上監護がすすめられ、裁判所への定期報告の時期などにそれらが妥当なものかどうかモニタリングするということになると思われる。そのうち、とくに誰でもがどこでも利用できるという面から必要者の発見（関係者が権利擁護の対象者に敏感になることが必須である）が利用促進の重要な出発点となる。次の相談にあたっては必要者の状況にかんがみアウトリーチによる相談も可能とする等柔軟に応じることと自ら相談に来ようとする人のためにも相談窓口の明確化も重要なことである。ついでおこなわれるあせすめんとにおいては自己決定の一面的な協調によりご本人を放置するのではなくご本人とニードをしっかりと位置づけることが肝要となる。また、これまで後見制度利用が開始されるとそれまでの関係者は波が引くように去っていたが、それら関係者も含めてチームを結成することは親族後見人や市民後見人の役割が期待されているところからも、また専門職後見人等にとっても複数の目を確保し、ご本人がメリットを感じられる身上監護をしっかりと果たすために新たな可能性を開くことができるといえる。一方、地域福祉権利擁護事業の利用者のうち三分の一が後見制度利用に移行している実態から（東社協調べ）、同事業利用者の追跡的モニタリングは不可欠なものと感じられる。

身上監護重視の考えから、親族後見に合わせて市民後見人の役割に期待が寄せられているがその養成には様々な工夫が求められることになると思われる。

なお、添付した資料は日本社会福祉士会の「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」19頁です。

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。